

## 調書

事件の表示 平成 20 年(行ツ) 第 161 号  
平成 20 年(行ヒ) 第 176 号  
決定日 平成 21 年 6 月 9 日  
裁判所 最高裁判所第三小法廷

### 原判決の表示

東京高等裁判所平成 19 年(行コ)第 306 号(平成 20 年 2 月 20 日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

#### 第 1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

#### 第 2 理由

##### 1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法 312 条 1 項又は 2 項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、理由の不備をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

##### 2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法 318 条 1 項により受理すべきものとは認められない。

平成 21 年 6 月 9 日

上告人兼 申 立 人 医療法人光仁会

被上告人兼相手方 国

同 補 助 参 加 人 全国一般労働組合長崎地方本部長崎地区合同支部